



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年6月21日金曜日 第2480号

◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	(税務課) ...	481
指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し.....	(障害福祉課) ...	481
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	482
建設業者の許可の取消し.....	(土木管理課) ...	482
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課) ...	482
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	482
土地改良区役員の就退任の届出(3件).....	(東予地方局農村整備課) ...	482
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	484
介護員養成研修事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	484
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	484
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	(南予地方局農村整備課) ...	484
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	484

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	(男女参画・県民協働課) ...	485
-----------------------------------	--------------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	485
政治団体の設立の届出.....	(") ...	486
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	486
政治団体の解散の届出.....	(") ...	487
資金管理団体の届出.....	(") ...	487
資金管理団体の解散の届出.....	(") ...	487
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	487

雑 報

対象事業の廃止等について.....	(環境政策課) ...	487
裁決手続開始の決定の公告.....	(収用委員会事務局) ...	488

告 示

○愛媛県告示第735号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成25年6月21日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
喜多石油株式会社 代表取締役 上田幸代	大洲市長浜甲687番地5	平成25年 5月31日

○愛媛県告示第736号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成25年6月21日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	取消しに係る指定障害福祉サービス事業所		取消年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810200059	アキラ産業有限会社	今治市松本町5丁目2番地3	田坂力	就労移行支援	ドリーム工房	今治市八町東6丁目4番22号	平成25年7月31日
3810200059	アキラ産業有限会社	今治市松本町5丁目2番地3	田坂力	就労継続支援B型	ドリーム工房	今治市菊間町浜1147番地3	平成25年7月31日

○愛媛県告示第737号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

西条市丹原町明河 6号19番、6号268番、6号274番から6号276番まで、6号279番、6号280番、6号282番から6号285番まで、6号286番1、6号718番、6号835番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

6号19番・6号275番・6号276番・6号280番・6号835番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第738号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第13848号	平成24年10月17日	有限会社愛光電気	松田 勉	八幡浜市向灘216番地	平成25年6月11日	電気工事業	有限会社愛光電気の役員が建設業法第8条第10号に定める欠格要件に該当することが判明したため。
(特-22)第13133号	平成22年7月25日	株式会社松田工業	松田 頼明	八幡浜市川之内2番耕地7番地1	平成25年6月11日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業	株式会社松田工業の役員が建設業法第8条第10号に定める欠格要件に該当することが判明したため。

○愛媛県告示第739号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成25年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

坂下津B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線、標柱16号と標柱17号を市道坂下津41号北側官民境界線で結んだ線、標柱17号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱1号を県道無月宇和島線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱
宇和島市 坂下津	甲304番1	1号
	甲299番	2、3、4号
	丙124番1	5号
	丙113番1	6号
	丙113番2	7号
	甲275番1	8、9号
	甲272番5	10号

甲245番	11、12号
甲242番1	13号
甲590番8	14号
甲236番	15、16号
甲239番1	17号
甲281番1	18号
甲290番1	19号

○愛媛県告示第740号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（MMS測量）
- 作業期間 平成25年6月15日から10月31日まで
- 作業地域 四国中央市内

○愛媛県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市三芳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した

旨の届出があった。

平成25年 6月21日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
"	豊 田 理 雄	西条市三芳2170番地
"	藤 原 靖 久	新居浜市東田三丁目28番地の13
"	高 松 好 和	西条市三芳2022番地
"	垂 水 波四郎	西条市三芳1986番地
"	内 藤 彊	西条市三芳1197番地
"	曾 我 良 男	西条市三芳1555番地 1
"	日和佐 廣 昭	西条市三芳1084番地
"	垂 水 司	西条市三芳1964番地
"	行 本 清	西条市三芳1688番地 2
"	行 本 堯	西条市三芳1619番地 2
"	近 藤 利 夫	西条市三芳1190番地
"	武 田 秋 義	西条市三芳204番地
"	渡 邊 信 義	西条市三芳1722番地 1
"	莖 田 常 秋	西条市三芳1980番地
監 事	豊 田 明 夫	西条市三芳2167番地 2
"	垂 水 文 孝	西条市三芳917番地
"	立 野 宜 弘	西条市三芳128番地
"	山 内 哲	西条市三芳1632番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
"	松 木 正	西条市三芳2120番地
"	藤 原 靖 久	西条市三芳2061番地
"	高 松 好 和	西条市三芳2022番地
"	垂 水 波四郎	西条市三芳1986番地
"	内 藤 彊	西条市三芳1197番地
"	日和佐 廣 昭	西条市三芳1084番地
"	垂 水 司	西条市三芳1964番地
"	行 本 清	西条市三芳1688番地 2
"	行 本 堯	西条市三芳1619番地 2
"	近 藤 利 夫	西条市三芳1190番地
"	武 田 秋 義	西条市三芳204番地
"	渡 邊 信 義	西条市三芳1722番地 1
"	莖 田 常 秋	西条市三芳1980番地
監 事	青 野 道 男	西条市三芳1110番地
"	垂 水 文 孝	西条市三芳917番地
"	豊 田 明 夫	西条市三芳2167番地 2
"	安 藤 治 見	西条市三芳1801番地12

○愛媛県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市吉岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6月21日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 喜代晴	西条市広岡410番地
"	十 亀 常 由	西条市安用甲743番地
"	河 上 嘉 文	西条市広岡216番地 2
"	宮 田 隆 司	西条市上市56番地
"	大 西 強	西条市安用585番地
"	大 澤 正 明	西条市安用甲164番地 2
監 事	鈴 木 尊 則	西条市安用出作137番地
"	近 藤 康 夫	西条市上市甲656番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 喜代晴	西条市広岡410番地
"	十 亀 常 由	西条市安用743番地
"	鈴 木 尊 則	西条市安用出作143番地
"	河 上 嘉 文	西条市広岡216番地 2
"	宮 田 隆 司	西条市上市56番地
"	大 澤 美 敏	西条市上市203番地
監 事	大 西 強	西条市安用585番地
"	高 橋 哲 朗	西条市上市甲252番地 5

○愛媛県告示第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6月21日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 清 雄	四国中央市下柏町523
"	高 橋 孝	四国中央市上柏町334
"	三 宅 繁 博	四国中央市下柏町1121
"	高 橋 薫	四国中央市中曾根町245 - 3
"	宮 崎 英 秋	四国中央市中之庄町1259
"	森 英 雄	四国中央市三島宮川 2 丁目 1 - 51
"	佐々木 守 一	四国中央市寒川町467
"	飛 鷹 定 男	四国中央市寒川町3637
"	宮 崎 武 司	四国中央市寒川町2822
"	井 原 治 明	四国中央市豊岡町長田89 - 1
"	白 峰 精 一 郎	四国中央市豊岡町大町912
"	星 川 久 幸	四国中央市豊岡町五良野254 - 1
"	鎌 倉 敏 行	四国中央市富郷町豊坂171
"	藤 田 康 雄	四国中央市富郷町津根山52 - 1
監 事	菰 田 克 彦	四国中央市下柏町252 - 1
"	飛 鷹 総 慶	四国中央市寒川町3093 - 1
"	曾我部 朝 紘	四国中央市豊岡町大町1882 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 村 巖	四国中央市上柏町555 - 3
"	鈴 木 清 雄	四国中央市下柏町523
"	三 宅 繁 博	四国中央市下柏町1121
"	高 橋 薫	四国中央市中首根町245 - 3
"	森 英 雄	四国中央市三島宮川2丁目1 - 51
"	宮 崎 英 秋	四国中央市中之庄町1259
"	飛 鷹 総 慶	四国中央市寒川町3093 - 1
"	佐々木 守 一	四国中央市寒川町467

"	宮 崎 武 司	四国中央市寒川町2822
"	白 峰 精 一 郎	四国中央市豊岡町大町912
"	星 川 久 幸	四国中央市豊岡町五良野254 - 1
"	井 原 治 明	四国中央市豊岡町長田89 - 1
"	鎌 倉 敏 行	四国中央市富郷町豊坂171
"	近 藤 常 房	四国中央市富郷町寒川山393
監 事	石 村 幸 雄	四国中央市上柏町945
"	篠 原 芳 夫	四国中央市具定町184
"	曾我部 朝 紘	四国中央市豊岡町大町1882 - 1

○愛媛県告示第744号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 22) 第 14698 号	平成 23 年 1 月 25 日	三 田 板 金 工 業	三 田 次 郎	今 治 市 桜 井 1 - 11 - 41	平成 25 年 5 月 15 日	熱 絶 縁 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 22) 第 5542 号	平成 22 年 8 月 31 日	伊 藤 善 建 設 工 業 (株)	伊 藤 晴 友	西 条 市 氷 見 丙 373 - 1	平成 25 年 5 月 23 日	管 工 事 業 造 園 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)

○愛媛県告示第745号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 6月21日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
株式会社ピーイング	松山市福音寺町41番地3 愛光マンション105号	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年 6月21日

○愛媛県告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 6月21日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
25中局建（開）第14号 平成25年 6月11日	伊予郡松前町大字上高柳字千代前130番2	伊予郡松前町大字北川原693番地12 橋 克 典

○愛媛県告示第747号

吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 6月21日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊 佐 夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 吉田町土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 吉田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 6月21日から 7月22日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第748号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-22)第1729号	平成22年6月3日	(株)りくう	福山 茂幸	喜多郡内子町平岡甲1294-1	平成25年5月15日	土木事業 とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ば装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-22)第3162号	平成22年5月2日	小倉建設	小倉 周	大洲市柚木265-3	平成25年5月29日	左官工事業	建設業の廃止
(般-20)第15514号	平成21年3月22日	寺岡建築	寺岡 和男	大洲市菅田町宇津甲334	平成25年5月29日	建築工事業	建設業の廃止
(般-21)第14462号	平成22年3月2日	大程建設	大程 博	喜多郡内子町大瀬東3565	平成25年5月31日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月21日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年6月4日	NPO法人 愛媛県太極拳協会	大西 英一	松山市桑原6丁目7番3号	この法人は、太極拳の健全な発展と普及に努め、地域住民に対する指導、研修活動、各種事業を通じて、体の健康保持はもとより、心の平安の維持に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月21日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年6月4日	特定非営利活動法人 龍馬学援隊	酒井 一若	松山市北井門二丁目9番21号	この法人は、青少年等に対して、健全な日本人の自覚を育て、坂本龍馬的発想と行動力の涵養に関連する事業等を行い、明るい未来を築く青少年等が誕生することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成25年6月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,184,366
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,688
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して

得た数

248,046

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,669	14,557
南宇和郡	20,760	6,920
松山市・上浮穴郡	429,085	138,181
今治市・越智郡	145,582	48,528
宇和島市・北宇和郡	83,484	27,828
八幡浜市・西宇和郡	41,605	13,869
新居浜市	101,627	33,876
西条市	92,992	30,998

大洲市・喜多郡	54,258	18,086
伊予市	32,066	10,689
四国中央市	75,537	25,179

西予市	35,622	11,874
東温市	28,079	9,360

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年6月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
中平まさし後援会	入江定浩	中平美代子	宇和島市遊子2539-9	平成25年5月1日	
自由民主党愛媛県伊予市第二支部	大西誠	藤井祐一郎	伊予市下吾川2045-5	平成25年5月14日	政党の支部
みんなの党愛媛県支部	横山博幸	宇佐美幹郎	松山市天山三丁目13-15	平成25年5月15日	政党の支部
梶原時義後援会	大東功	大東ひろみ	松山市萱町二丁目1-2	平成25年5月16日	
佐々木加代子後援会	佐々木加代子	佐々木正美	八幡浜市五反田一番耕地687-4	平成25年5月16日	
本田きよし後援会	好永定	大原敬二	松山市余戸東三丁目8-30	平成25年5月23日	
すてきな町づくり応援隊	柳田耕造	小野和博	松山市南高井町1984-2	平成25年5月28日	
村上しょうへい後援会	二宮正受	松浦誠	大洲市菅田町菅田甲3035-1	平成25年5月30日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年6月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
高橋英行後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市沖新田1526-26	八幡浜市1280-2	平成25年5月7日	
自由民主党伊予三島支部	会計責任者	山本照男	井川剛	平成25年5月8日	政党の支部
新党大日本健嵐会	会計責任者	秋月一彦	藤本公一	平成25年5月13日	
民主党愛媛県第4区総支部	主たる事務所の所在地	八幡浜市江戸岡一丁目1-1	八幡浜市1280-2	平成25年5月13日	政党の支部
自由民主党愛媛県大洲市第一支部	会計責任者	田丸司	大石真三	平成25年5月14日	政党の支部
自由民主党西予支部	主たる事務所の所在地	西予市宇和町常定寺460	西予市宇和町常定寺461	平成25年5月14日	政党の支部
西田洋一後援会	会計責任者	田丸司	大石真三	平成25年5月14日	
民主党愛媛県第4区総支部	代表者	永江孝子	白石洋一	平成25年5月14日	政党の支部
村上誠一郎後援会	代表者	矢野寿樹	大橋和彦	平成25年5月28日	
愛媛県産業廃棄物協会地区政治連盟	会計責任者	矢野隆司	金子敏明	平成25年5月31日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年6月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日和佐なおし後援会	日和佐 直	平成25年1月17日

子供の未来を考える会	田中昭生	平成25年4月25日
中村たすく後援会	中村 佑	平成25年4月25日
柳田おさむ後援会	柳田耕造	平成25年5月1日
希 望	横山博幸	平成25年5月13日

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成25年6月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
佐々木 加代子	八幡浜市議会議員	佐々木加代子後援会	八幡浜市五反田1番耕地687-4	佐々木 加代子	平成25年5月16日

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成25年6月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備考
中村 佑	伊予市長	中村たすく後援会	伊予市上唐川甲439	中村 佑	平成25年5月20日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年6月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
高橋英行後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市沖新田1526-26	八幡浜市1280-2	平成25年5月7日	

雑 報

○公 告

対象事業の廃止等について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第30条第1項の規定により、次の対象事業について、事業内容を修正し、同法第2条第2項に規定する第一種事業又は同条第3項に規定する第二種事業のいずれにも該当しないこととなったため、対象事業の廃止等について、次のとおり公告します。

平成25年6月21日

太陽産業株式会社 代表取締役 渡 部 勉

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 太陽産業株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 渡部 勉
 - (3) 主たる事務所の所在地 愛媛県松山市土居田町132番地10
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 南愛媛第二風力発電事業
 - (2) 種類 風力発電所の設置の工事の事業
 - (3) 規模 最大30,000kW（1,000kW～2,000kW級風力発電機15～18基）
- 3 環境影響評価法第30条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (1) 該当することとなった旨
事業縮小による最大30,000kW（1,000～2,000kW級風力発

電機15～18基設置)から6,000kW(2,000kW×3基)へ変更のため。

(2) 該当した号 第2号

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成25年6月11日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成25年6月21日

愛媛県収用委員会

会長 市川 武志

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

松山広域都市計画道路事業3・2・3号来住余戸線(愛媛県松山市古川南三丁目地内)

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする 土地の実測(㎡)				
愛媛県松山市古川南三丁目	不明。ただし、次の全部又は一部						別記のとおり			
	1355番1	雑種地	雑種地	1,593	雑種地 1,643.98	雑種地 150.81				
	1356番	田	田	717	田 1,635.07	田 2.90				
	1358番の一部	田		340	ただし、各筆毎の面積は不明。	ただし、各筆毎の面積は不明。				
	1483番	原野		39						
	1490番	山林			181					

別記

不明。ただし、次の者の全部又は一部。

愛媛県松山市古川南三丁目1355番1の登記名義人

愛媛県松山市古川西三丁目5番15号 アルカンシエル801号

今 村 御 酒

愛媛県松山市古川南三丁目1356番及び1358番の登記名義人

愛媛県松山市古川西三丁目3番15号

松 本 香

愛媛県松山市古川南三丁目1483番及び1490番の登記名義人

愛媛県松山市石手白石甲170番地

今 村 茂 久